

インフルエンザの予防接種を受けられる方へ

浅口市

1. 一般的注意事項

インフルエンザ予防接種について、この説明文をよく読み、必要性や副反応についてよく理解し、わからないこと等があれば、接種前に医師や看護師、市担当課に質問しましょう。十分納得できない場合は、接種を受けないでください。

予診票は基本的にご本人が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

なお、予防接種後に抵抗力がつくまで2週間程度かかり、その効果が持続する期間は約5ヶ月間とされています。毎年12月中旬までに接種すると有効性を高めることとなります。

3. インフルエンザ予防接種の副反応

注射跡が赤くなる、腫れる、痛む等の症状が出たり、発熱、寒気、頭痛、全身のだるさ等もみられることがあります。通常2～3日中に消失します。過敏症として、まれに発疹、じんましん、かゆみ等が出ることもあります。ごくまれに、ショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、けいれん、肝機能障害、黄疸、喘息発作等が現れることがあります。

4. 接種対象者について

法律で決められた対象者は、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方等です。

しかし、予防接種を受ける義務はなく、ご本人が希望する場合のみ行います。ご本人が、麻痺等があつて同意書に署名できない場合や、認知症の症状で正確な意思表示が難しい場合等は、家族や医師により、特に慎重にご本人への接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

最終的に確認できなかった場合は、予防接種法に基づく接種はできません。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱のある人：一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

- ③予防接種の接種液の成分によりアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
- ④インフルエンザの定期接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及びアレルギーを疑う症状がみられたことがある人
- ⑤その他、医師の診察で予防接種を受けることが不適當であると判断された人

※アナフィラキシーとは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、急に顔が腫れる、全身にひどいじん麻疹が出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

6. 予防接種を受ける際、医師とよく相談しなければならない人

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液などの病気で治療中の人
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱、発疹、じん麻疹等アレルギーを疑う症状がみられたことがある人
- ③今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④今までに免疫不全と診断されたことがある人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ⑤間質性肺炎や気管支ぜんそく等の呼吸器系の疾患がある人
- ⑥接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーが起こるおそれのある人

7. 予防接種後の注意点

- ①副反応の多くは24時間以内に出現します。特に、接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意し、医師（医療機関）にすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ②入浴しても構いませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。
- ③接種当日は通常の生活をして構いませんが、激しい運動や多量の飲酒は避けましょう。

8. 副反応が起こった場合

重篤な副反応はごくまれにしか現れないため、過剰に心配することはありません。接種後に、接種部位が熱をもってひどく腫れたり、全身のじん麻疹、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱等が現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

もし、インフルエンザの予防接種によって健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）の申請ができます。申請に必要な手続きなどについては、健康こども福祉課にご相談ください。

その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

浅口市健康こども福祉課 ☎（0865）44-7114